

# 千葉県建築士事務所指導指針（改正後）

## （目的）

第1条 この指針は、建築士事務所の適正な業務執行の推進を図るため、建築士事務所の指導等に関し必要な事項を定め、もって、建築士事務所の社会的信頼を確保するとともに、建築物の質の向上に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この指針において、「建築士事務所」とは、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所をいう。

2 この指針において、「管理建築士」とは、法第24条第1項に規定する建築士をいう。

3 この指針において、「所属建築士」とは、管理建築士以外の所属する建築士をいう。

4 この指針において、「設計等」とは、法第23条第1項に規定する設計等をいう。

5 この指針において、「指定講習」とは、知事が「建築士を対象とする講習の指定に関する要綱（昭和62年1月30日）」に基づき指定した次の講習をいう。

一（社）千葉県建築士会が行う建築士を対象とする指定講習

二（社）千葉県建築士事務所協会が行う管理建築士を対象とする指定講習

## （建築士事務所の開設者等の責務）

第3条 建築士事務所の開設者、管理建築士及び所属建築士は、その業務を誠実にを行い、常に社会的信頼の確保に努めなければならない。

2 管理建築士及び所属建築士は、設計等の業務に関し必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

3 建築士事務所の開設者は、管理建築士の意見を聴き、設計等の業務に関し、担当する設計者、工事監理者及び補助者並びに協力事務所及びその業務の範囲を定め、責任を負える体制を確立しなければならない。

4 管理建築士は、設計等の業務の実施状況を的確に把握し、建築士事務所の技術管理を適正に行わなければならない。

5 建築士事務所の開設者は、設計等の業務とそれ以外の業務を兼務するときは、経理を明確に区分しなければならない。

6 建築士事務所の開設者は、依頼を受けた設計等の業務を行おうとするときは、次の各号に定める事項を明らかにし、書面により契約をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる事項をすべて記載し、かつ、当該開設者の記名押印又は署名した書面を依頼主に交付した場合は、この限りでない。

一 建築士事務所の名称及び所在地

二 契約年月日

三 契約の相手方の氏名又は名称

四 業務の種類及び内容

五 業務実施の期間及び方法

六 報酬額及び支払の時期

七 設計・工事監理の変更、契約内容の変更及び契約解除に関すること

八 業務に従事する建築士及び建築設備士の氏名

九 業務の一部を委託する場合は、その概要並びに受託者の氏名又は名称及び住所

7 前項第三号の報酬額は、「建築士法第25条の規定に基づく建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（昭和54年建設省告示第1206号）」に基づく適正な額とするものとする。

8 管理建築士は、開設者が設計等の業務に関する契約をしようとするときは、建築士事務所の技術能力及び業務量を考慮して、設計等の業務が適正に執行されるよう意見を述べなければならない。

9 設計者は、建築主の依頼内容を十分尊重し、かつ、関係法令その他の技術基準に適合させ設計しなければならない。

10 工事監理者は、設計図書に示された内容が適正に実現されるよう公正な立場にたって工事監理を行い、建築主に対し必要に応じ、及び工事監理業務が終了したときは、速やかに文書で報告しなければならない。

11 建築士事務所の開設者は、法第24条の2第1項に規定する帳簿及び同条第2項に規定する業務に関する図書を常に整理し、必要に応じて取りだせるようにしておかななければならない。

12 建築士事務所の開設者は、業務の実績等に関する書類（法施行規則第22条の2第2項に定める書類をいう。）を事務所に備え置き、建築主等の求めに応じて閲覧させなければならない。

13 建築士事務所の開設者は、建築士事務所の装備の充実に努めなければならない。

## （指定講習の受講）

第4条 管理建築士及び所属建築士は、指定講習を受けるよう努めなければならない。

2 建築士事務所の開設者は、管理建築士及び所属建築士が指定講習を受けることができるよう配慮しなければならない。

## （知事の指導）

第5条 知事は、法第23条の3に規定する建築士事務所の登録、法第26条の2に規定する建築士事務所への立入等において、第3条及び前条に規定する事項に関し必要な指導を行うものとする。

## （登録の申請）

第6条 建築士事務所の登録の申請（登録の更新のための申請を含む。）にあたっては、法に定めるもののほか次の書類を添付しなければならない。

一 建築士事務所カード（別記様式第1号）

二 管理建築士の専任を証する書類

三 管理建築士の免許証の写し（新規の登録申請の場合に限る）

四 登録申請者が法人の場合は、商業登記簿謄本

五 管理建築士又は管理建築士になろうとするものが、登録申請前2年以内に第2条第5項第二号に定める指定講習を受けたことを証する書類（指定講習を受けていない者にあつては、知識及び技能の維持向上に関する計画書）

## （雑則）

第7条 この指針の施行に関し必要な事項は別に定める。

## （附則）

この指針は、平成5年4月1日から施行する。

## （附則）

この指針は、平成9年10月1日から施行する。

## （附則）

この指針は、平成14年3月25日から施行する。